

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第9号、多度津町立教育施設使用条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

教育課長、岡君

教育課長（岡 敦憲）

議案第9号、多度津町立教育施設使用条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、町内の小中学校の屋内運動場すなわち体育館及び運動場等を、社会教育普及等を目的として学校教育に支障のない範囲で施設を開放しておりますが、この度、多度津町立多度津中学校の改築事業で運動場に照明設備が取り付けられたことに伴い、その利用料について規定を設ける必要が生じたところであります。

加えて、新しく建てられた2階建ての屋内運動場1階のエアコン付き教室の貸し出し打診があったことから、同部屋の利用料について規定を設ける必要が生じました。

これを受けて、本使用条例を一部改正しようとするものであります。

それでは、3ページ新旧対照表をご覧ください。

別表中6段目「その他教室（1教室につき）」を「運動場」に、1時間の照明料を50円から1,000円に改正、「校庭」を「多度津中学校特別活動室」に、その照明料を1時間当たり50円とし、冷暖房料を1時間当たり200円と改めようとするものであります。

さらに、同別表備考中、「1その他教室・校庭」を「運動場及び多度津中学校特別活動室」に改めようとするものでございます。

2ページにお戻りください。

なお、附則といたしまして、「この条例は、平成28年5月1日から施行する。」とするものです。

以上、簡単ではありますが、議案第9号、多度津町立教育施設使用条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩に入ります。

再開は、10時45分に再開したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。